

長崎県立図書館の長崎市での存続を強く求める決議

現在の県立図書館は、原爆の惨禍から復興するため、昭和24年8月9日に施行された国の特別立法である長崎国際文化都市建設法の趣旨に鑑み策定された長崎国際文化センター建設計画により、長崎市民を初め、広く世界から寄付を募り建設されたものである。

このような経緯により建設された県立図書館は、被爆地としての歴史を含め、海外との交流から生まれた貴重な歴史郷土資料を有し、本市の文化財や史跡等とともに存在することが最大の存在意義である。併せて、長崎学に関する資料については、長崎歴史文化博物館に明治期以前の資料が、県立図書館には明治期以降の資料が所蔵されている。

このようなことから、新しい県立図書館は、明治期以前も含めて一連の長崎学を研究する場としての機能も必要であり、豊富な人材を有し歴史文化博物館も存する本市での存続は不可欠である。

また、公共交通網が発達している本市は、県民の交通アクセスの利便性が確保されており、長崎市域に限らず行政区域を超えて生活圏・経済圏をともにする長与町及び時津町は、県内でも人口が集積している地域であることから、県民への直接貸出サービスも確保され、県立図書館としての機能が最大限発揮できるものである。

さらに、本市には行政機関、大学等の教育機関、企業が県内で最も集中しており、本市に存続されることにより、県立図書館が地域の知の拠点としての機能を発揮することにより、産・学・官への連携・支援がより一層図られるものである。

よって、長崎市議会は、利用者である県民の立場に立ち、県立図書館の機能や役割が最大限に生かせるように、長崎県立図書館の長崎市での存続を強く要望する。

以上、決議する。

平成23年11月25日
長崎市議会

議員提出議案

11月定例会において議員提出議案の条例1件、意見書2件及び決議1件を全会一致で可決しました。

意見書については、関係行政庁及び国会に提出し、決議については、県知事及び県議会議長に提出しました。(決議書の提出については、8ページ参照)

条 例

▶長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

意 見 書

▶再生可能エネルギーの開発と放射線の恐怖に脅かされることのない社会の実現に関する意見書

▶鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

答 「老朽危険空き家対策事業」において除却した空き家は昨年度まで31件、今年度は4件を予定している。「老朽危険空き家除却費補助金」制度は所有者等が除却をする際に費用の40%、最高で50万円を補助する制度で、実績



老朽危険空き家除却後



老朽危険空き家除却前

問 高齢化等により斜面地に空き家が残り、周辺住民の安全・安心を脅かす事態も生じている。市では住環境整備の推進を図るため「老朽危険空き家対策事業」、「老朽危険空き家除却費補助金」制度を整備して対応しているが、成果と今後の方針について伺いたい。

老朽危険空き家への対応

市民クラブ

11月定例会では、11月30日から12月5日までの4日間にわたり個人質問(15人)が行われました。

一

般

質

問

は11月末現在で7件である。このことにより、今までの適正な維持管理の指導に加え、空き家の除却をさらに促すことが可能になったので、今後も指導強化を図りながら、安全・安心なまちづくりを進めていきたい。

特別支援教育就学者の通学支援

問 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒の場合は、特別支援教育就学奨励費制度により交通費が補助されるが、通常の学級に在籍し、通学に付き添いを要する児童生徒については対象とならず、登下校の付き添いはすべて保護者の負担である。何らかの支援が必要ではないか。

答 通常の学級に在籍する児童生徒のうち、障害の程度や状況などにより、毎日の通学に付き添いが必要なケースもあると認識しており、このようなケースも通学費補助の対象範囲に含めることができないか、現在、検討を行っている。